

## 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」の役割について

- 本事業を実施する医療機関は「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として県で登録を行う。
- 当該医療機関は、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する患者の救急搬送困難事案発生防止や医療機関間の役割分担のため、当該症状を有する救急患者等をまず受け入れ、確定診断がつくまでの間、必要な救急医療等を提供する。
  - ・患者の症状等により、医師が疑うと判断したものは「疑い患者」として取扱う。
  - ・疑い患者は、原則、個室での受け入れ等、確定診断がつくまでの間は感染症患者と同等の感染管理が必要となる。
- 当該医療機関は、疑い患者のPCR検査結果判明等、確定診断の後、自施設での治療継続又は適切な医療機関への転院を行う。